

第1回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

秋田地方・家庭裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成18年7月14日（金）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

秋田地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

虻川高範，金子直史，鎌田恵子（家庭裁判所委員兼務），菅美千世，橋本和夫（家庭裁判所委員兼務），前川重明，見上裕子，横山智也（以上地方裁判所委員，敬称略・五十音順）

飯塚晴久，熊澤あゆ子，佐藤順子，柴田一宏，原田健，藤井俊郎，三浦邦夫（以上家庭裁判所委員，敬称略・五十音順）

（説明者）

（地裁）池田事務局長，池田事務局次長

（家裁）大中事務局長，高橋事務局次長

（庶務）

（地裁）佐々木総務課長，澤田秋田検察審査会事務局長，高橋総務課課長補佐
武田庶務係長

（家裁）藤原総務課長，一関総務課課長補佐，佐々木庶務係長

4 議事

(1) 再任及び新任委員の紹介

(2) 裁判員制度について

(3) 裁判所利用者のアンケートについて

(4) 「活発な裁判所委員会」調査に対する対応について

(5) 次回開催予定など

ア 次回テーマについて

イ 次回期日について

5 議事要旨

(1) 再任委員の報告及び新任委員の紹介

ア 再任委員の報告

委員長は、6月1日付けで、村益健太秋田家庭裁判所委員が再任されたことを報告した。

イ 新任委員の紹介

委員長は、4月1日付けで、林正章秋田家庭裁判所委員（秋田地方検察庁から転出）の後任として、新たに飯塚晴久秋田地方検察庁検事が秋田家庭裁判所委員に任命されたことを報告し、飯塚委員から自己紹介があった。

(2) 裁判員制度について

(以下、◎が委員長，○が委員，□が説明者の発言)

◎ 始めに、最高裁判所が作成した「評議」という題名のビデオを鑑賞する。

その後、ビデオの感想や質問、その他何でも結構なので、裁判員制度全般について、忌たんのない意見を伺いたい。

ー裁判員広報用ビデオ「評議」上映ー

◎ ビデオを見て、裁判員裁判に対して、どういう感想を抱かれたか。実際に、裁判員裁判の模擬裁判の裁判長を担当したことがある委員に、これまでの模擬裁判と、このビデオとを比較した感想を聞きたい。

○ 実際、ビデオのように評議が進めば、裁判所は楽だと正直思った。いろいろ活発に意見を述べる裁判員がそろえば、スムーズにできるという期待が持てる。模擬裁判では、思っていた以上に意見は出たが、本日のビデオほどではなかった。模擬裁判の裁判員役の方に対するアンケートでは、「沈黙が長すぎた。」という意見や、「もう少し裁判官がリードした方がいいのではないか。」との意見もあった。

本日のビデオでは、裁判官はあまり表には出ずに、裁判員に活発な議論をしていただくというスタンスで作られており、それが理想だと思うが、実際には、なかなかビデオほどきれいに話は展開しないという気はした。

◎ 裁判官がどの程度出ていったらいいのか、模擬裁判を見ても、ビデオを見ても悩むが、その辺はどのように考えているか。

○ 裁判員制度を理解してほしい、裁判員制度をやるには、このような形で、いろんな人たちが裁判員として関わってくるのだ、ということを周知する段階では、ドラマ仕立ては理解しやすい。ただ、レベルが高すぎる。現実にはいろんな地域から裁判員が来られたときは、年齢や職業も異なるし、方言だって飛び出すだろう。広報用ビデオとしては、問題の論点などが極めてよく整理されている。実際の評議において、沈黙が続くようであれば、裁判官による介入とは言わないまでも、議論をリードする力も必要だと感じた。

裁判員制度の場合は、検察官から主張が上がってくる時に、既に論点がかなり整理された形になっているのだろうが、やはり単純に言えば、このビデオはよくできているなという気持ちの方が強い。そこら辺は乗り越えていかなければならないし、制度が成熟していけば、いろんな形で変わってくると思う。

初期の段階から見ると、裁判官は、先入観を持たせるという意味ではなく、もう少しいろんな格好で発言を引き出す工夫や努力が必要という気はする。実際の裁判員裁判では、専門的知識や経験を持っている集団とは限らないからである。

○ 私は、模擬裁判で裁判員をしたので、あの時の肩の荷の重さを思い出した。

ビデオはよくできているという印象を持ったが、ドラマはドラマであって、実際に裁判員をやってみると、すごく重い。私たちは丸1日だったので、最後は疲労こんぱいでへとへとという感じだった。

全然知識がない職業の人が集まったときに、さっき言われた沈黙が、や

やもすると続くかもしれない。自分の職業や経験、生き立ちなどと全く関係のない世界で、全く面識のない人たちと、そのような場に集まるわけだから、ビデオのようにシナリオどおりにいけばいい制度かもしれないが、やはり、法曹界の人たちから、事前にと言えばおかしいかもしれないが、少し導いていただくものがないと、とても難儀な仕事だと感じた。

- ◎ 確かに、評議のやり方については、工夫が必要だと感じている。
- 事件はすべて違うと思う。例えば、病院に入院すると、最初の段階で、主治医は患者に対して、クリニカルパス、つまり、あなたはいつ手術して、こういうふうになりますよという日程表を与えてくれる。そうすると、ある程度こうなっていくのかなということが分かり、患者も安心する。裁判員裁判でも、そのようなことを取り入れれば、裁判員も整理しやすいのではないかと、まずは感じた。

また、先ほど沈黙が続いたとの話も出ていたが、ドラマではそれぞれの職業の人が引っ込み思案な姿勢を演じながらも、非常にテンションが高いと感じた。これは、ドラマだから仕方がないという気もするが、現実には、討議なり議論を何回も重ねて結論を出すということを訓練されたり、経験した人は、ほとんどいないのではないかなという感じがしている。したがって、話合いの仕方についても、裁判員制度とは別に経験できるような方策を講じた方が、時間の制約のある中では、スムーズにいくのではないかという感じを持った。

- ◎ 裁判の進行予定などについては、裁判員に対して説明することになるのか。
- 公判前整理手続において、証拠の取捨選択や証人の数、尋問時間などを決めて、何時から何時までこの証人を聞くという予定を立てることになる。

これまでの模擬裁判においても、予定表を配布したり、説明を行っている。

- 私も、昨年10月末に、模擬裁判で裁判員役をやった。先ほどのビデオを見ていて、その時の、すごく疲れたという感じを思い出した。やはり、評議

が本当に大変だったという感想を持っている。その際、評議において裁判官がいかに関与するか、その関与の仕方、随分、意見の出方が違うんだなということを感じた。私たちがやったときには、先ほどのビデオと近い状況で議論され、最終的に、量刑をどうするかという段階では、日ごろのやっていること、活動していることなどが随分反映されて、自分が映し出されたような気がした。私は保護司をやっているのだから、この人は更生できる、こうしたらできるんじゃないか、という考えが、どうしても先に立ってしまう。被告人のためには、どのようにしたらいいのかなということと、自分の性格的なものなどが映し出されて、他の人と少し違った自分の考えがあった。その後も、随分、この裁判員の模擬体験を通して、裁判員制度は何のためにあるのかということも考えた。その上で、世間では、裁判員制度が始まった時に、自分に当たったら嫌だとか、来なければいいとか、大変だと随分言われているが、社会の問題を、それぞれが一人ずつ真剣に考えることで、社会の力が上がるというように考えていく、大きなよい切っ掛けになるものだと思います、周りの人にも、そのように伝えるようにしている。

- ◎ このビデオの感想や裁判員制度については、まだ意見が尽きないようだが、本日の委員会で検討しなければならないテーマがほかにもあるので、このテーマについては、改めて次回にも伺うということで、継続することにしたい。

(3) 裁判所利用者のアンケートについて

ア 説明事項

- 第7回家庭裁判所委員会及び第8回地方裁判所委員会における議事概要、並びに、それ以降の事務方における検討状況を説明するとともに、当庁におけるアンケート実施についての事務局案を提示した。

イ 質疑応答及び意見交換

- 実施期間は3か月という提案だが、それ以降はどうするのか。
- 初めての試みなので、まず3か月やってみようということにした。その分

析結果なども踏まえて、継続して実施するかどうかは、改めて委員会において検討をお願いしたい。

- 一般的に、アンケート項目は少ない方がよいと考えている。項目が多いと、途中で面倒になってしまうからである。事務方の案についても、まとめられる項目はまとめて、もっと項目を少なくすべきだと感じた。
- ◎ 確かに質問項目が多い感じはする。項目の整理や調整について、更に意見を伺いたい。
- 7番について、「職員の対応はどうでしたか？」との設問に対し、「悪い」という選択肢があり、その理由を尋ねているが、これを書くのはなかなか難しいと思う。8番も同様である。あまり答えにくいところまで尋ねても、書きにくいのではないかと思う。悪いと答えられたら、こっちの方でそれにどう答えていくかという、判断材料にするぐらいでいいのではないかという感じがする。
- ◎ 東京地方裁判所委員会で、裁判所に対する苦情にはどのようなものがあるのかがテーマになったことがあり、その時の調査結果では、結構いろいろな苦情が挙げられていた。対応が悪いというだけで理由を書かないことは、むしろ考えにくいのではないか。例えば、電話の応対が非常にぶっきらぼうだったとか、案外はつきり書いてもらえるというか、苦情は、むしろそういう形で出てきている。このアンケートは、利用しやすく分かりやすい裁判所や裁判の手續のための方策を考えるためにやる訳だから、苦情の中身が分からなければ、アンケートの目的は達しなくなってしまうかもしれない。委員の意見の趣旨はよく分かるが、目的からすると、書いてもらうこと自体は、心配しなくともよいのではないかと思う。
- 病院では、機能評価というものがあり、病院が丸適マークを受けるということでは、必ずアンケートを書く場所を設けるとともに、他の人に書いているところを見られないような形にきなさい、とされている。最近では、アン

ケートだけではなく、投書も多い。看護師の態度が悪ければ、具体的に看護師の名前まで書いて、例えば「お茶が冷たかった。」というふうに、かなり具体的に書いてある。それを、管理者がどう使うかである。例えば、このアンケートの利用法や、裁判所の改善に努める旨を、一言ポスターなどに書いてあればいいと思う。

- 私どもの職場でもアンケートを行っているが、今回提示された事務方の原案は、少し欲張りすぎなのかなと感じている。ハード面の問題ならハード面に絞ってやるとか、ソフト面ならソフト面の問題に割り切って考えた方が、むしろポイントがはっきりするのではないか。また、ハード面では、構造的な部分でどうしようもないものもある。むしろ、意見が入ってくるのは、案外対応などのソフト面のことではないかという感じがしている。もっとも、どちらに的を絞ったアンケートにするかについては、一任したい。
- 項目の整理は必要だと思う。アンケートの7番と8番は、似かよっているので、まとめてはどうか。
- いろいろ提案をいただいているので、ソフト面かハード面かというところだけでも、本日の委員会で決めていただきたい。具体的には、9番を残すかどうかである。
- ◎ 確かに、欲張りな面もある。ソフト面に絞って、簡素化してはどうか。
- 毎回、議事概要を確定させていただく前に、委員の皆様へ原稿を送付して御意見を伺うことにしているので、アンケートの修正版も、その時に併せて送付させていただき、確定させることでお願いしたい。
(各委員がうなずく)
- 7番で、対応が「良い」「普通」「悪い」とあるが、裁判所としては、例えば5番まで特定されれば、どこの部署がかなり悪いかなどの集計結果も出せることになる。裏読みすれば、そういう答えも出るわけで、裁判所が何を念頭に置いて項目を作るのかによる。例えば、今の時代、人事考課の部分ま

で立ち入ることまで求めるのかによって、いろいろ作り方はあると思う。

- このアンケートについては、一、二年くらい、随分時間をかけて、いろいろ話をしてきた経緯がある。他の庁のアンケートを見ても、やればできるものだったと思った。そもそも、みんなが分かりやすい裁判所、入りやすい裁判所作りのために、アンケートを採ったらどうだろうかというのがスタートだったのであるから、このアンケートに、裁判所の人事的なことを、今入れる必要はないと感じている。確かに、対応については、指導が必要な場合もあるかもしれないが、そんなに欲張らずに、できれば、県民の人にとってどうかという観点でやられた方がいいのではないかと考えている。そういう意味で、裁判所の方から今回の提案をしてきたこと自体、裁判所が変わったというわけではないけれども、私たちのこの委員会の中で、物事が変わってきたんだなという感想を持った。

(4) 「活発な裁判所委員会」調査に対する対応について

ア 説明事項

- 調査依頼を受けた以降、本日までの経過を説明するとともに、委員から寄せられた質問に対する回答を行った。

イ 質疑応答及び意見交換

- ◎ 基本的な考え方として、皆さんが回答してもいいと合意された部分は、問題ないと思っている。反対に、この項目は回答しない方がいいとの意見が出された部分については、回答から除いた方がいいという気がするが、その辺りはどうか。

8項目のうち、アンケートに必ずやるのはどうかなと思われる項目があれば、もう一度、この席で言っていただけたらと思う。反対に、改めて考えたら、回答してもいいのかなというのであれば、それはそれで構わないと考える。

- 地裁委員会の集約で8分の5になっている項目は、ほとんど私が答えなくていいと言った部分であり、基本的に、全然答えなくていいというのが、私

の考え方である。会議の議事概要をホームページで公開してるから、調べれば分かることである。そういうことから考えて、基本的には応じる必要がないとの意見であったが、皆さんが応じてもよいとの考え方であれば、そのように変えてもいいと思っている。

- 今、アンケートを求めてきた団体についての説明を聞いて、どうなのかなと思った。また、調査に当たって送られてきたものを見ると、「まとまりました結果は、後日何らかの形で報告させていただきます。」とあるが、少しあいまいだという気持ちがあって、ちゅうちょする部分もある。ただ、内容からすると、議事はすべて公開されているし、これによって何か不利益を被るという感じはないので、少し引っ掛かるなという胸のつかえは感じているが、回答してもいいのかなと考えている。
- ◎ むしろ、委員の本当の気持ちとして、引っ掛かりがあるのだったら、答えないという選択肢も十分あると思う。裁判所としては、別に考えがあって話を進めている訳ではなく、はっきりしないから答えない方がよいということであれば、それはそれで十分一つの考え方だと思う。委員のざっくばらんな意見をお聞きしたい。
- 項目については、外形的な事実がほとんどであり、評価や意見を述べるものではなく、不利益がどうこうということでもないことから、回答して差し支えないとも考えられる。一方で、何らかの形で報告というのもちょっと引っ掛かりはするが、先ほど他の委員も述べたように、私どもの委員会で、これまで何年か議論してきて、アンケート実施という形で、少しずつ議論の結果が実施された面もある。他の地・家裁委員会が、どういうことをやっているのかというのは、ホームページを見れば分かると言っても、全国にたくさんあるので、逆に言えば、分からない面もある。そういった意味で、他の地・家裁委員会と比べると、どうなのかわ知りたい気もする。知りたいのに回答しないというのはどうかなと思っているところである。そこで、全部答え

るかどうかはともかくとして、他の委員会の回答を見て、今後の地・家裁委員会の進め方について参考になれば、それはそれでいいのではないかなというのが、私の感想である。

○ 私も、議事概要は公開してるので、尋ねられている情報については、別に出しても構わないと思う。また、他の委員会がどういう状況か知りたい。ただ、他の委員も述べていたが、私たちがいろんな調査をお願いしたり、引き受けたりするが、調査した結果については、責任を持って調査した相手に回答するという誠意に基づいて、協力し合っている。この調査に関して違和感を感じるのは、裁判所委員会を星の数で表すことにしていることである。秋田の委員会は、星幾つで評価されるのかと思ったりした。そういう面で、日ごろ関わっていない種類の調査という違和感がある。既に決まり切った客観的な事実に関する情報を出すことについては構わないのだが、調査依頼に書かれてる文章について、違和感を感じたということである。

○ 委員会が始まって3年になるが、委員会は全国で行われており、市民の声を反映させるということで、我々のような一般の人が入っている委員会なのだから、この辺で、最高裁判所が全国調査をしてはどうかということを提案したい。

○ 星の話も出ているが、何か非常に引っ掛かるというよりも、ふざけているなという感じを持っている。答える内容については、別にどうということはない。これに取り組んでいる方は、もしこの内容を知りたければ、ホームページを見れば、それで済む訳なので、どうぞ御自分の責任で調査して、それでおやりになったらいかがでしょうか。それで、星の数で発表するのであれば、それはそれで自由でしょうから、それでいかなものか。

◎ 消極的な意見が多いので、応じないことでよろしいか。

(各委員から反論なし)

(5) 次回開催予定など

◎ 本日上映したビデオは、管内支部のほか、県内の図書館及び秋田県に送付している。

また、題名が「あなたも参加・刑事裁判－裁判員制度が始まります－」という15分物のビデオもあり、秋田県の全面的な協力を得て、県内の中学校、高等学校、大学及び県の各地域振興局等に配布されることになっている。

次回の委員会は、本日上映したビデオについての感想や裁判員裁判に対する意見などが出尽くしていないことから、引き続き、「裁判員制度について」をテーマにして、合同開催としたいがいかがか。

(各委員がうなずく)

◎ なお、県の広報媒体として、ABSラジオによる5分番組があり、先般、県庁から、同番組用に、裁判員制度についてのインタビューに応じてもらいたいとの要請が当職あてにあった。先日、当職自身の録音を終えて、7月19日(水)午前11時45分からの放送予定となっている。

次回開催期日については、11月下旬から12月上旬の間とし、後日、委員に個別に照会させていただくことにする。